

## 1 業務目的

経済波及効果が大きいと言われている洋上風力発電について、発電事業を中心とした新たな産業の集積や雇用の創出といった具体的な経済効果の実現に向けて、洋上風力関連産業への参入機会に関する情報発信及び洋上風力発電事業者等と道内企業のマッチングを行うとともに、関連人材の育成・確保に向けて技術系教育機関への普及啓発を行うことを目的とする。

## 2 業務内容

### (1) 情報発信及び洋上風力発電事業者とのマッチング

参入機会に関する情報発信及び洋上風力発電事業者等と道内企業とのマッチングを実施する。

#### ア 洋上風力発電事業者と道内企業のマッチング

開催目的：洋上風力発電事業者等と親和性の高い産業分野の道内企業の商談の場を設定する。

開催回数：2回

開催場所：札幌市（100名程度収容可能施設）

参集範囲：発電事業者・メーカー・EPC事業者等（3社以上）、道内企業（20社以上）

#### イ 企業展示会等のイベント出展

開催目的：洋上風力関連で取引実績のある道内企業を集めてグループで出展し、他の出展企業や来場者とのマッチング機会を創出する。

開催回数：2回

開催場所：道内及び道外（各1回）

参集範囲：道内企業、経済団体、産業団体、商工団体、支援機関、金融機関など

#### ウ 道内事業者向けのセミナー・勉強会開催

開催目的：洋上風力発電事業の将来性や産業構造について解説し、今後の事業可能性や参入するための戦略・手法等のポイントを紹介する。また、参入希望のある事業者からの質問・相談に対応する。

開催回数：4回

開催場所：道内4圏域（道央・道南・道北・道東）の各都市

参集者：道内企業、経済団体、産業団体、商工団体、支援機関、金融機関など

講師要件：洋上風力事業への参入について見識のある者 2名以上

### (2) 関連人材育成のための普及啓発

洋上風力発電の事業化が見込まれる中、関連人材の確保に向けて、技術系教育機関の生徒や教員を対象に、洋上風力発電事業に係る業務内容等を紹介し、職業理解を深めてもらう。

#### ア 出前授業の実施

開催目的：道内の職業科を有する高等学校又は高等専門学校生徒や教員を対象に、洋上風力発電事業に係る業務内容等について、発電事業者・メーカー・EPC事業者等の担当者が紹介し、洋上風力に関連する仕事のやりがいなどについて普及啓発する。

開催回数：3回

開催場所：上記の高等学校又は高等専門学校（学校の希望に応じて調整）

#### イ バスツアーの開催

開催目的：道内の職業科を有する高等学校又は高等専門学校生徒や教員を対象に、洋上風力に関連する現場の視察やイベント開催時のバスツアーを実施して、業務を身近に体感できる機会を提供し、洋上風力に関連する仕事のやりがいなどについて普及啓発する。

開催回数：3回

開催場所：道内の洋上風力関連施設又はイベント会場等

#### (3) 事業実施報告書の作成

上記(1)～(2)の業務に関する報告書：紙媒体及び電子媒体 各正副2部

※写真など準備段階で得たデータ等についても電子媒体により提出すること。

※提出期限：令和7年(2025年)3月14日(金)

#### 3 業務処理計画書について

受託者が、契約書第4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

・業務処理計画書（別記第1号様式）

#### 4 実施報告及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実施報告書等については、次のとおりとする。

ア 実施報告書 (別記第2号様式)

イ 収支精算書 (別記第3号様式)

ウ 成果品 DVD-R等 一式

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払請求書等については、次のとおりとする。

ア 概算払請求書 (別記第4号様式)

イ 収支計画書 (別記第5号様式)

#### 5 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを受託者に提出するものとする。

## 6 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条のただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術面、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

## 7 再委託の手続きを行う場合

- (1) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを道に提出すること。
- (2) 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

## 8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施中止や業務内容を変更する場合がある。
- (3) 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。
- (4) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。
- (5) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額を確定する。
- (6) 道は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。